

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月25日

奈良県公安委員会

委員長 向 井 利 明

奈良県公安委員会規則第6号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号ア(ア)中「幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）」を「小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同号ア(イ)及び(ウ)中「、幼児」を「、小学校就学の始期に達するまでの者」に改める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。